
日付：	2004年10月 8日
提出元：	(株)アッカネットワークス
題名：	保護判定基準値の要件
課題表対応	C.3.2、C.3.3、C.3.4、C.3.6.1、C.3.6.2、 C.3.7、C.4.4

まえがき

本寄書では、保護判定基準値の要件について提案する。

1. 使用目的

保護判定基準値は、干渉を与える方式の干渉の程度を判定する基準である。

通常、新たなDSL方式を導入する際に、当該DSL方式のスペクトル適合性を評価するために用いる。

SMS-16-NTTE-01が主張する「保護判定基準値は、干渉を受けるクラスA、A'システムの最低伝送速度を保証する目的で使用する」ものではない。

むしろ、課題表C.3.7「保護判定基準下限値」がその提案の使用目的、設定値は異なるが、最低伝送速度を保証する観点では目的を同じくするものとする。

2. 設定方法

DSLスペクトル管理の基本的要件(p31)に準拠し設定する。

具体的には、

「(TCM-ISDNを除く)クラスA、A'のシステムが相互に干渉する場合の最悪ケース(注)を想定して算出された伝送性能値を基礎として、サービスの実態やフィールドにおける実測データの分析結果を考慮し、DSL事業者間の合意により、設定する。」

“算出された伝送性能値を基礎とする(算出された伝送性能値とは限らない)”並びに“DSL事業者間の合意”を設定条件に含めれば、保護判定基準値の不変性が担保され则认为する。

(注) 想定する干渉源の数量、組み合わせが出現確率1/100以下であり、且つ、
想定する多重漏話電力の出現確率が1/100である。

DSLスペクトル管理の基本的要件 (p 3 1) 抜粋

- 保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎として、DSL事業者間で合意された緩和値等をあわせて設定する。
- 個々の伝送方式ごとに、サービスの実態やフィールドにおける実測データの分析結果を考慮し、必要に応じて、現実的な範囲で緩和値を設定できる。

3. 種類

下記の5種類とする。

- 既存クラスA、A システムに対する基準値
シングル (G . 9 9 2 . 1) およびADSLライト (G . 9 9 2 . 2)
- 新クラスA、A システムに対する基準値
ダブル (G . 9 9 2 . 1 Annex I、G . 9 9 2 . 5 など)
クワッドシステム
(注) 両システムがクラスA、A システムとなった場合。
- ISDNに対する基準値

4. オーバラップ方式に対する基準値

ノンオーバラップ方式と共通な基準とする。